

平成 29 年 6 月 28 日

会 員 各 位

(公社)全日本不動産協会滋賀県本部

本部長 伊藤 靖 (公印省略)

滋賀県県民生活部統計課長より、「平成 29 年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力について」の依頼が参りましたので、ご案内申し上げます。

滋 統 第 412 号

平成 29 年(2017 年) 6 月 26 日

公益社団法人 全日本不動産協会 滋賀県本部 様

滋賀県県民生活部統計課長



平成 29 年毎月勤労統計調査特別調査に対する調査協力について (依頼)

平素は、毎月勤労統計調査を始めとする各種統計調査に格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年において標記調査を実施するにあたり、厚生労働省から別添のとおり、公益社団法人 全日本不動産協会 理事長様あてに調査への御協力をお願いがありました。

この調査は毎月勤労統計調査の一環として常用労働者が 1 人から 4 人の事業所を対象に、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に毎年 1 回実施されており、その結果は、景気判断のための経済指標の一つとして利用されるほか、雇用保険および労災保険の給付額を改定する際の資料や、最低賃金の決定に係る審議資料などにも利用される、国の重要な統計調査です。本県においては、県内 39 の調査区約 400 事業所を対象に調査を実施します。

つきましては、7 月末から 8 月にかけて、知事が委嘱した統計調査員が調査区内の事業所様を訪問しますので、貴団体の会員様が調査対象となった場合は調査に御回答いただきますよう、会員様への御周知をお願い申し上げます。

なお、同封しました「毎月勤労統計調査のお願い」、「平成 29 年 毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」を会員様にお渡しいただける場合は、必要部数を送付しますので、お手数ですが下記担当まで御連絡をお願いします。

問合せ先

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県県民生活部統計課

農林学事統計係 山根

電話：077-528-3392 FAX：077-528-4835

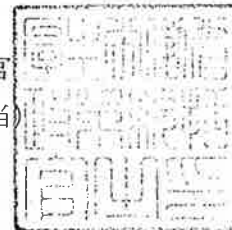
COPY

政統発0616第6号

平成29年6月16日

公益社団法人 全日本不動産協会 理事長 殿

厚生労働省政策統括官  
(統計・情報政策担当)



平成29年毎月勤労統計調査特別調査への調査協力依頼について

厚生労働省が実施しています「毎月勤労統計調査」(統計法に基づく基幹統計調査)につきましては、日頃よりご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、毎月勤労統計調査のうち「特別調査」は、日本標準産業分類の16大産業に属し、1～4人の常用労働者を雇用する小規模事業所における賃金、労働時間、雇用の実態を明らかにするため、年1回(7月31日現在について)実施しています。

「特別調査」は、標本理論に基づいて日本全国から無作為に選んだ地域(別添「指定調査区市区町村名一覧」に記載の市区町村内の一部地域)に所在するすべての事業所を8月から9月にかけて統計調査員が訪問して、事業所の常用労働者数・主な生産品・事業の内容等を確認し、そのうち常用労働者数を1～4人雇用する事業所について特別調査を実施します。

つきましては、統計調査員が伺いましたら調査にご回答いただけますよう、貴会会員の事業所にご周知願います。

ご参考までに、毎月勤労統計調査要綱、毎月勤労統計調査特別調査の調査票、「毎月勤労統計調査のお願い」、「平成29年毎月勤労統計調査特別調査について」、「毎勤だより」、平成28年調査結果(概況)及び特別調査イメージキャラクター「とくちゃん」のイラスト各1部を同封いたします。同封しました参考資料の電子ファイルが必要な場合は、メール又は電子媒体でお送りいたしますので、お手数ですが以下の担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

【担当】

厚生労働省 政策統括官付参事官付  
雇用・賃金福祉統計室 毎勤第一係 旅川

TEL: 03-5253-1111 (内線 7605)

FAX: 03-3502-5396

E-mail: tabikawa-naho@mhlw.go.jp

# 毎月勤労統計調査のお願い

毎月勤労統計調査は、賃金や労働時間、雇用の変動を明らかにすることを目的に、統計法に基づいて厚生労働省が実施している、国の重要な統計調査です。調査は事業所単位で行います。

調査は、2種類あります

5人以上の労働者を雇用する事業所対象  
**毎月勤労統計調査**  
毎月実施

1～4人の労働者を雇用する事業所対象  
**毎月勤労統計調査 特別調査**  
年1回(7月)実施

調査対象の事業所は、一定のルールに基づいて、無作為に選ばれます。

調査対象に選ばれた事業所の皆さまには、  
調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

調査で知り  
得た内容の  
秘密保護は  
万全です！



調査の結果は、  
景気の判断や、  
社会保障制度を  
検討するときの  
資料として使わ  
れます。

毎月勤労統計調査のキャラクター「まいちゃん きんちゃん」

◆ 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください ◆

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →  
7. 雇用 → 毎月勤労統計調査 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>



事業所の皆さまへ

# 平成29年 毎月勤労統計調査 特別調査について

厚生労働省  
都道府県

お忙しいところ、貴重なお時間をいただきありがとうございます。

この度、毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、この地域が指定されました。

調査に先立ち、統計調査員が皆様の事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」を実施いたします。

「準備のための調査」では、指定した調査区の最新の事業所名簿を作成いたします。この名簿は、調査の対象となる事業所を整理するためのもので、他の用途に使用することは絶対にありません。

また、統計調査員は知事が任命した公務員であり、調べた事からについて他に漏らすことは、統計法で固く禁じられています。

正しい統計結果を出すために、まず、事業所名簿が最新のものであることが必要です。統計調査員の質問には、ありのままをお答えくださいますようお願いいたします。

## 毎月勤労統計調査 特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

## 調査の流れ

厚生労働省

調査区の指定

統計調査員

<準備のための調査>  
調査区内の最新の事業所名簿を作成  
(事業活動の内容、労働者数などを  
お尋ねします)。



統計調査員

調査区内の常用労働者数が1～4人の全ての  
事業所に対して  
常用労働者ごとの性別、通勤・住込みの別、  
家族労働者であるかどうかの別、年齢、  
勤続年数、出勤日数、1日の実労働時間数、  
きまって支給する現金給与額、  
年間の特別給与額  
について調査いたします。

統計を作成する目的  
以外に使用すること  
は絶対にありません。



厚生労働省

統計作成



### 基幹統計調査とは？

## A

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められています。国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサス等も基幹統計調査です。

ご不明な点などがありましたら、下記までご連絡ください。

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県県民生活部統計課農林学事統計係

TEL 077(528)3392 FAX 077(528)4835



毎月勤労統計調査特別調査  
イメージキャラクター  
「とくちゃん」



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL 03-5253-1111 (内線7605~7607, 7609, 7610, 7631)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>

調査事業所の皆さまへ

統計の 確かな情報 大きな安心

# 毎勤だより

## 毎月勤労統計調査 特別調査

### 毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回行う調査です。

毎月行っている「毎月勤労統計調査」は、その前身も含めると大正12年から始まり90年以上継続している歴史ある調査です。このうち、特別調査は昭和32年に開始された調査です。

なお、この調査は国の重要な調査として、統計法に基づく基幹統計調査とされ、調査対象となった事業所に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられており、さらに調査の従事者には秘密保護の義務が課せられている、大切な調査です。

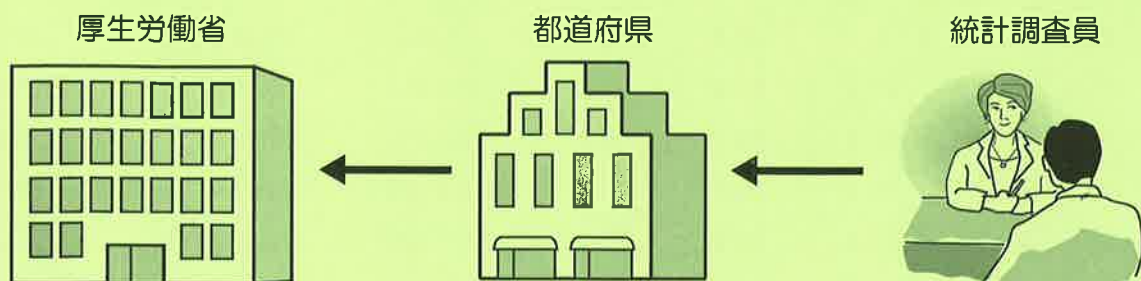
対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

### 調査の方法

調査に際しては、貴事業所に統計調査員が赴きます。この統計調査員は、各都道府県の知事が任命し、必ず統計調査員証を携帯しています。

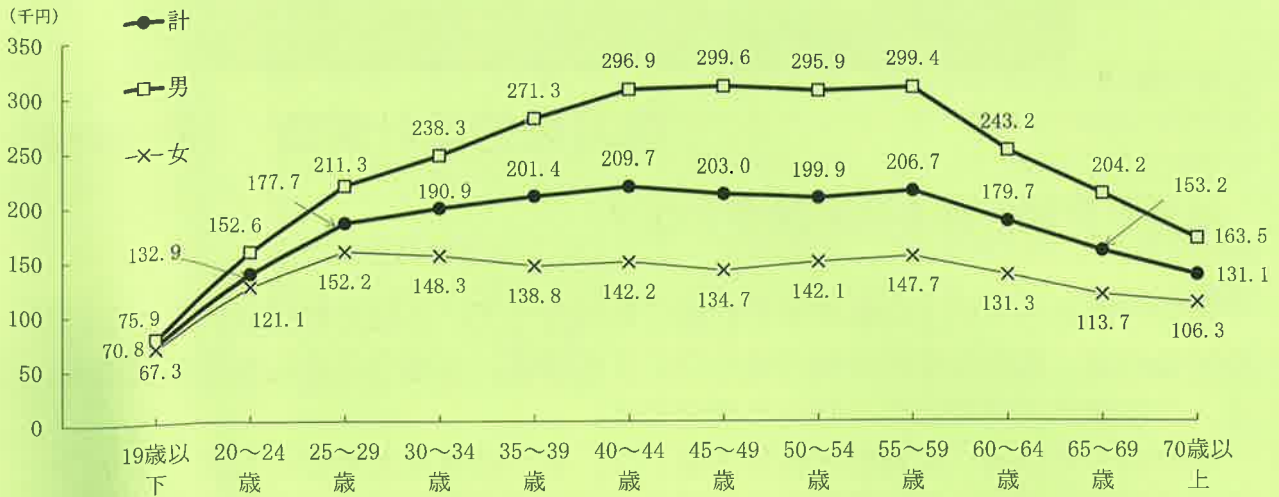
### 調査の流れ



# ● 平成28年毎月勤労統計調査特別調査の結果から ●

## ◎性、年齢階級別きまって支給する現金給与額

(平成28年7月、企業規模1～4人、調査産業計)



## ◎年齢、勤続年数、出勤日数、通常日1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額、特別に支払われた現金給与額、短時間労働者割合の推移

(各年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

年	※年齢	※勤続年数	出勤日数	通常日1日の実労働時間数	きまって支給する現金給与額	過去1年間に特別に支払われた現金給与額(勤続1年以上) ※	短時間労働者割合(1日6時間以下) ※
	歳	年	日	時間	円	円	%
平成18年	44.2	10.4	21.1	7.2	190,749	219,475	26.9
19	45.0	10.9	21.1	7.2	190,482	214,629	26.9
20	45.4	11.1	21.2	7.2	192,630	208,367	27.0
21	44.7	10.6	20.8	7.1	185,402	195,387	28.2
22	45.1	10.8	20.7	7.1	184,676	184,694	28.4
23	45.4	11.0	20.6	7.1	187,962	191,014	28.1
24	45.7	11.0	20.6	7.1	188,928	191,400	28.0
25	46.1	11.2	20.7	7.1	190,474	201,806	28.0
26	46.5	11.4	20.7	7.1	192,120	208,488	28.5
27	46.7	11.3	20.4	7.0	191,269	216,965	29.0
28	47.0	11.6	20.2	7.0	195,701	227,206	28.9

※各年7月末日現在

◎都道府県別きまって支給する現金給与額、出勤日数、通常日1日の実労働時間数  
(平成28年7月、事業所規模1～4人、調査産業計)

都道府県	きまって支給する 現金給与額	出勤日数	通常日1日の 実労働時間数
	円	日	時間
全 国	195,701	20.2	7.0
北海道	194,910	21.1	7.0
青森	175,519	21.1	7.1
岩手	170,929	21.0	7.0
宮城	204,867	20.4	7.2
秋田	169,868	20.8	7.0
山形	190,002	21.7	7.2
福島	196,342	21.1	7.2
茨城	191,855	20.5	7.1
栃木	182,503	20.7	7.1
群馬	196,999	20.7	6.9
埼玉	206,417	19.6	7.0
千代田	195,684	19.3	7.0
東京都	233,261	19.9	7.3
神奈川県	197,271	18.5	6.8
新潟	189,219	21.1	7.2
富山	194,479	21.1	6.9
石川	169,446	20.7	6.9
福井	181,486	20.3	6.9
山梨	193,308	20.7	7.1
長野	211,288	20.5	7.2
岐阜	180,204	19.7	6.7
静岡県	196,060	20.3	7.0
愛知県	198,209	19.6	7.0
三重	194,657	20.3	7.0
滋賀	175,346	19.2	6.8
京都	179,041	19.9	7.1
大阪	222,889	20.0	7.0
兵庫県	170,461	19.0	6.8
奈良	186,921	19.8	7.0
和歌山	169,116	19.9	6.6
鳥取	191,658	20.8	7.2
島根	188,045	20.9	7.1
岡山	205,151	20.7	7.2
広島	235,107	20.6	7.3
山口	183,934	20.1	6.9
徳島	171,017	20.6	7.1
香川県	189,465	20.4	6.9
愛媛	183,800	21.1	7.0
高知県	160,989	20.3	6.9
福岡	182,407	20.3	7.1
佐賀	174,318	21.1	7.1
長崎	167,660	21.2	7.1
熊本	181,356	21.6	7.2
大分	164,159	19.9	6.9
宮崎	166,466	20.8	7.1
鹿児島	179,868	20.6	7.2
沖縄	156,019	20.9	7.0





**調査の内容が、他に知られたりするようなことはないのでしょうか？**

**A** この調査は、我が国の一人当たりの賃金や労働時間を調べるためのもので、税金の算定や、労働基準法その他の法律に基づく取り締まりなどに用いることは絶対にありません。

統計法という法律で、そのようなことは禁じられています。

なお、調査には統計調査員が赴いていますが、統計調査員は、知事が任命した公務員です。調べたことについて他にもらすことは、やはり統計法で固く禁じられています。

安心してお答えください。



**基幹統計調査とは？**

**A** 国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計のことです。

統計法では基幹統計調査の調査対象となった方に対して、回答の義務に関する規定や回答しなかった場合の罰則規定が設けられている、大切な調査です。

国勢調査、経済産業省生産動態統計調査、経済センサスなども、基幹統計調査です。

**調査へのご理解とご回答をお願いいたします。**

調査についてのご質問がありましたら、各都道府県の統計主管課までお問い合わせください。

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号

滋賀県県民生活部統計課農林学事統計係

T E L 077(528)3392 F A X 077(528)4835



厚生労働省毎月勤労統計調査担当

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

T E L 03-5253-1111 (内線 7605~7607, 7609, 7610, 7631)

毎月勤労統計調査特別調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

トップページ → 統計情報・白書 → 各種統計調査 → 厚生労働統計一覧 →

7. 雇用 → 毎月勤労統計調査(特別調査) <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html>